

「京都市食の安全・安心に関する条例（仮称）案の骨子」に対するご意見等の概要及び市の考え方 【反映】○；反映せざる、△；一部反映、－；記載済み又はその他、×；反映不可

番号	該当項目	意見（要旨）	反映	市の考え方
1	前文	条例制定の必要性を明確にするため、「前文」を置く必要がある。	○	「前文」を置きます。
2		「安全な食品を安心して食べられることが、消費者・市民の基本的な権利でありそれを守ることが京都市をはじめ食品に関わる関係者の責務である。」ということを条例の「前文」、「目的」、「基本理念」の条項等で明記してほしい。	○	市民や観光旅行者の健康を保護することが最重要であることを、前文もしくは目的に明記します。
3	1 条例の目的	「安全な食品等を供給し」とあるが、供給するのは事業者であり、京都市の責務ではない。主体が京都市であれば、「安全な食品等の供給を促進し」とすべきである。	○	食品等を供給する主体は京都市ではないので、内容を変更します。
4		目的の「健康の保護を図る」を「生命を守り健康保護を図る」と表現を強化してほしい。	－	食は生命の源となるものです。「食品等の安全性を確保し、健康の保護を図る」ことは、生命を守ることでありと考える。
5		市民だけでなく、観光客の健康も保護するというのは観光都市京都としては良い案だと思うが、短期間しか滞在していない観光客に施策についての理解や協力を求めるのは無理だと思う。京都市の食の安全・安心についての取組を知ってもらう方が安心してもらえるのではないかと。	－	本市は世界的な観光都市であり、市民はもとより本市を訪れる多くの観光旅行者や滞在者等の健康についても保護する責任を有していると考えています。短期間の滞在であっても、本市の施策へ協力いただけるよう、本市の施策について啓発するとともに、寄せられた意見についても施策へ反映させていきたいと考えています。
6		京都市は、観光都市であり、市民や国内外からの多くの観光客に対して、食の安全を確保するための条例を定めることは評価されると思う。	－	御意見として承ります。
7		条例の目的や基本理念のところで、「食の安心の確保」について、もう少し明確に記載した方がよいのではないかと。	○	修正します。
8	2 用語の定義	安全、安心の定義 「安全」と「安心」の定義をおく必要がある。	×	御意見として承ります。
9		事業者の定義 「事業者」は「食品関係事業者」という用語を使用することが妥当である。	○	修正します。
10		特定事業者の定義 食品は広域流通するものであるため、「特定事業者」を市内の事業者に限定してよいのか。市外の事業者も対象とすべき。	－	条例には地域的な限界があるため、自主回収報告の義務を課す場合には、「市区域内に、事業所等の活動の拠点を置いている」事業者が対象となります。
11		消費者の用語 「市民」という用語ではなく「消費者」という用語を使用してほしい。	×	本条例の対象は「市民」や本市を訪れる「観光旅行者等」あるということを確認するため、「市民」という用語を使用します。
12		「食品等」に「原材料として使用される農林水産物」とあるが、原材料の全てが農林水産物とは限定できないと考える。	－	農林水産物と食品（加工食品）を分けて記載しており、農林水産物以外の原材料は食品に含まれます。
13	基本理念 基本理念で「市民及び観光旅行者に信頼される安全な食品等を供給し、健康の保護を図る。」を「安全な食品の供給を促進し、現在及び将来の消費者ないし市民及び観光旅行者の健康の保護を図る。」とし、「現在及び将来」と規定しておく必要がある。	－	条例が制定されれば、その時点から市民等の健康の保護が図られるものであると考える。	
14	基本理念 食品安全基本法の基本理念である、第3条、第4条、第5条を踏まえて、条例の基本理念を定めるべきである。さらに、基本理念を規定するにあたって、リスクコミュニケーションの推進を積極的に取り入れていくべき。	○	食品安全基本法の内容を踏まえ、基本理念を加筆修正します。	

15	3 基本理念と関係者の責務や役割等	本市の責務	市の責務で「基本的な施策を策定し、実施する」となっているが、「総合的かつ計画的な施策」とすべき。後述の「食品安全推進計画の施策」で「総合的かつ計画的に実施」とあるが、市の責務の中で明記しておくべき。	○	修正します。
16		事業者の責務	事業者に対し、市主催の研修会に参加する義務を課す等、強制的に知識や意識の周知を徹底すべき。	×	知識の習得は、事業者の意志によるところが大きいと考えます。よって努力義務の範囲での対応を期待するものとします。
17			事業者に対し、必要な情報の記録と保管を義務づけるべき。（指導ではなく。）	×	食品衛生法第3条第2項「必要な情報に関する記録の作成と保存」について、努力義務が規定されているため条例における規定は設けません。
18		表示制度で、加工食品の原材料名をすべて書く膨大な表示量となり、見にくい。表示項目を整理し、見やすい表示を検討しないのか。	○	御意見の主旨を踏まえ、関係法令との整合性を図りつつ、市民にわかりやすい表示のあり方を事業者及び市民と意見を交換しながら検討していきたいと考えます。	
19		市民の役割	市民の責務「自らの判断で安全な食品等の選択が行えるよう努める」は不要。食品等の安全性を確保するのは、行政や事業者が基準等を策定し、実施する責務があると考えられる。	○	修正します。
20			市民の役割の「協力するように努めるものとする」を「すすんで役割を果たすものとする」程度の表現にすべき	×	努力規定の範囲で対応を期待するものとします。
21			市民や観光客は当事者として、食の安全と安心を確保するための施策に積極的に関わらなければならないことを、より明確に、具体的に示す必要があると思う。	—	市民や観光旅行者に期待する役割として、本市の施策に対して「意見を表明する」とし、本市が実施する施策への協力を求めていくものです。
22		消費者団体の役割	条例に消費者団体の役割（市民に対する情報提供、教育、啓発の実施等）を位置づけてほしい。	×	消費者団体については「市民」とし、事業者団体は「事業者」として包括しています。
23		観光旅行者の健康保護	「観光旅行者等及び関係者は、本市に対し、市内の食品関係施設への衛生管理の徹底を図るよう監視及び指導を求めることができる。」は関係者間の相互理解や連携・交流の推進もしくは施策に対する意見の反映のところで位置づけられるものである。	○	修正します。
24			「観光旅行者等の健康の保護」については「責務等」の条項から切り離して取り扱うべき。観光旅行者の健康の保護は本市の施策の実施により確保されるべきものである。	○	修正します。
25		1 食品安全推進計画の策定		条例の規定にある食品安全推進計画を今後策定していくにあたっては、策定のプロセス等を公表し、透明性のある議論が進められるように求める。	○
26			食品安全推進計画は、市民参加型、目標管理型の計画としてほしい。また、「リスクコミュニケーションの推進や消費者への啓発活動が具体的に取上げられているものでなければならない。	—	御意見を参考に、計画を策定していきます。
27			「食品安全推進計画」を「食の安全・安心推進計画」としなければならない。	○	修正します。
28			「食の安全・安心推進計画」は、食の安全・安心の確保に関する施策の目標及び内容について定める」ことを明確に規定すべき。	○	修正します。
29			「食品安全推進計画」の策定、進捗、検証にあたっては、「京都市食の安全推進協議会」の意見を聞かなければならないことを明記してほしい。	○	修正します。
30			「食品安全推進計画」に基づく施策の実施状況を公表するにあたっては、「食の安全推進協議会の「評価」を得たうえで、「実施状況及び評価の内容を公表する」と規定すべきである。	△	施策の実施状況については、逐次取りまとめたのち、公表していきたいと考えますが、時期等の条項への記載はなじまないと考えます。今後、同計画及びそのあり方については検討してまいります。
31			「食品安全推進計画」に基づく施策の実施状況を公表するにあたっては、いつ頃どのようにして公表するか時期を明記してほしい。	△	

32	2 調査及び研究の推進	人材育成	食の安全安心に関する専門的かつ実践的な知識を有する人材の育成が不可欠であるため、「人材の育成」について明記すべき。	×	食品衛生監視員及び検査員は知識の向上や技術の検査を図るため、調査及び研究を実施するものとします。また、本市としても人材育成を図るため、研修会の実施や講習会等への職員派遣を行っておりますが、条項への記載はなじまないと考えます。
33			監視員の充実と監視内容の充実を図る。（勉強会の定期的開催）	－	食品衛生監視員の知識の向上を図るため、研修会の実施や講習会等への職員派遣を行っており、今後も、人材育成に努めてまいります。
34		検査体制	検査や監視体制についての説明が必要。市内の業者だけの監視指導では限界がある。市外の仕入元の事業者の責務はどうなるのか。	－	監視指導及び食品の検査体制については、食品衛生法第24条に規定されている食品衛生監視指導計画により定めています。これは本市だけでなく、全ての自治体において実施されています。
35			「調査及び研修の推進」については食の安全確保に一層期待するものであるが、現状では人的配置が縮小傾向にあるため、検査施設や体制は十分とは言えない。	－	検査施設や体制の強化・充実に努めてまいります。
36	3 食品等の安全性の確保のための監視、指導及び検査等	記録の保存	事業者に対し「必要な情報を記録し、保管するよう指導する」ことで事故が防げる。もしくは予防意識の向上に繋がると考える。	×	食品衛生法第3条第2項「必要な情報に関する記録の作成と保存」について、努力義務が規定されているため条例においての規定は削除します。法に規定された責務については法律に委ねることが適切であると考えます。
37			「食品等の安全性の確保のための監視、指導及び検査等」について、監視、指導、検査は生産、流通、販売の各段階で、一貫してなされるような体制の整備が必要である。広域化する流通に対応できる監視体制は必要。	－	生産から販売に至る関係部局及び関係機関が一層連携を強化し、効果的な取り組みを進めていきます。また、広域化する食品の流通に対して、国や他の自治体との協力体制も整備していきます。
38	4 事業者による自主的な衛生管理の推進	自主衛生管理	「京・食の安全衛生管理認証制度」について、京都府が実施している「きょうと信頼食品登録制度」との統合をぜひ実施願いたい。	－	御意見として承ります。
39			事業者による「自主的な衛生管理の推進」とあるが、「衛生管理」という用語では、食品供給行程の中の一部にすぎないため、「品質管理」という用語を使用することが必要である。	△	「衛生管理」という用語は狭義であると考え、「衛生管理その他の措置」など、ふさわしい表現に修正します。
40			「事業者による自主的な衛生管理の推進」において、「必要な措置」を「必要かつ十分な措置」と修正願いたい。	×	必要な措置を講じることは、法令等の目的を達成するために必要かつ十分なものであると考えます。
41			「自主回収報告制度」で「市長は必要に応じ、・・・公表する」とあるが、「必要に応じ」という表現は曖昧である。市は回収判断基準や回収マニュアルを作成し、事業者へ周知することにより。「市長はすみやかに・・・公表する」ことが重要である。	○	修正します。自主回収の報告については、事業者及び市民への周知期間を設け、その間に制度を整備を図ります。
42			京・食の安全衛生管理認証制度は京都市独自のものであり、観光都市として、国内外に誇れる施策になると思う。	－	より一層制度の普及啓発を図ることによって、食品等の安全性を確保していきます。
43		顕彰	「優良施設や功労のあった事業者を顕彰する」とあり、とても良い内容である。伝統を継承し、こだわりや誇りをもって従事している京都の事業者の励みになるよう位置づけしてほしい。	－	事業者の日々の地道な努力を讃えることによって、事業者の安全確保に対する意欲を高めていきます。
44	条例を守ることは当然であるため、表彰制度は必要ない。		×		
45	5 情報の共有		印刷物による啓発だけでなく、あらゆる機会（ホームページ、街頭、各種団体の会合等）において啓発を行う。	－	御意見を参考に、情報提供の目的に応じた適切な手段を選択します。
46			関係者間の「リスクコミュニケーション」を意識的に強調してほしい。	○	情報の提供だけでなく、関係者間の交流の促進により相互理解と協力を推進していきます。

47	情報の共有及び意見交換等の推進、市民意見の施策への反映	リスクコミ	重大な事故の発生等、緊急時の対応として、どのように、正確な情報を迅速に公表し、関係者間で情報を共有していくかについて検討し、条項に記載してほしい。	×	具体的な情報の共有化等について、条項に記載することはなじまないと考えます。しかし、正確な情報の提供と共有化については検討していきます。
48			「情報の共有及び意見の交換等の推進、市民意見の施策への反映」については、行政、事業者、市民が交流をもち、相互理解が深まるようにしてほしい。	○	関係者間の「相互協力」と、本市における「情報の収集及び提供」という形で加筆修正をしました。
49			情報開示にあつては、検査結果や数値だけでなく、一般市民が考えられるような判断材料となる情報を提供願いたい。	－	市民に対し、より分かりやすい内容の情報を提供していくよう努めます。
50	6 市民及び事業者等への啓発		「市民及び事業者等への啓発」ではなく、「食品関係事業者・消費者ないし市民・観光旅行者等への知識の普及」が標題として妥当である。	○	御意見の主旨を踏まえ、加筆修正しました。事業者、市民に対する教育、学習の振興や広報活動を充実することにより知識の普及に努めます。
51	7 国及び他の自治体との協力	京都府との連携	国及び関係自治体との連携・協力体制の整備が必要であり、また、府市協調のスタンスで整合性が図られることが重要である。	－	京都府との協同はもちろんですが、国や近隣府県市との協力と連携が重要であると考えます。「国及び他の地方自治体との協力」として明記しています。
52			「国及び他の地方自治体との協力」流通の広域化に伴い、食品被害も広域化している。自治体単位で対応するよりも、京都府や近隣府県市との協力連携が必要である。「国及び京都府、他の地方自治体」というように「京都府」を加筆してもらおうと安心感が増す。	×	京都府との協同はもちろんですが、国や近隣府県市との協力と連携が重要であると考えます。「国及び他の地方自治体との協力」として明記しています。
53	1 情報の収集、整理及び分析等		「情報の収集、整理及び分析等」は、前述の「調査及び研究の推進」と統合することが考えられる。	○	修正します。
54			「科学的知見に基づき」は「最新の科学的知見に基づき」とすべき。	×	常に、最新の情報の収集に努め、得られた知見に基づき、施策の実施に努めていきます。
55			緊急の事態が発生した場合、食品に係る健康影響について専門的な事項を調査・分析・評価するために「食品健康影響評価専門委員会」の設置規定を設けるべきである。よって食の安全推進協議会の規定の「臨時委員」については「専門委員等」とすべきである。	△	食品等の事故が発生した場合、情報の収集と分析が迅速に行われることが重要です。今後、効果的な情報の収集、分析、及びその発信のあり方については、京都市食の安全推進協議会において諮り、検討していきたいと考えます。
56			「健康への悪影響が生じた時の措置（指導、勧告、公表）」で、法的規定がなければ措置が行えないというのではなく、自治体首長が必要と認める時に迅速に必要な措置を講じることは重要であると考え、自治体首長の裁量幅を大きくすると、必要な場合に措置が講じられなかったり、不必要な措置が講じられたりするため、一定の手順を整備する必要がある。こうした場合に「食品健康影響評価専門委員会」で調査・分析・評価を実施し、措置を行うことが適当であると考え。	×	食品等の事故が発生した場合、情報の収集と分析が迅速に行われることが重要です。今後、効果的な情報の収集、分析、及びその発信のあり方については、京都市食の安全推進協議会において諮り、検討していきたいと考えます。また、京都市衛生公害研究所や保健所においては、食品等の安全性に関する様々な調査研究を行っており、さらに食品の安全情報や疾病情報の収集、分析、情報配信をおこなっています。
57			「情報の収集、整理及び分析等」において「分析等の結果を施策へ反映させる」とあるが、「分析評価の結果、施策へ反映させる」に修正願いたい。	×	記載はしていませんが、当然、収集した情報や調査研究の結果については、施策へ反映させ、施策の充実に努めていきます。
58	2 健康への悪影響が生じた時等の措置（指導、勧告、公表）	公表	「健康への悪影響の未然防止」の各措置は重要であり、履行できるような仕組みが必要	○	情報の公表については、迅速性ととも、正確さや慎重さが求められず。誤った情報の公表や風評被害については十分に配慮しなければならないと考えます。また、単なる疑いの段階では蓋然性が高いとは言えません。公表する情報は正確なものでなければならず、消費者に具体的に役立つ情報となるよう、公表内容を精査する必要があるとも考えます。御意見を踏まえ、違反食品については食品衛生法に基づき公表し、もしくは本条例の自主回収報告制度により公表していくものとします。
59			法的根拠がない場合の危害の発生防止のための施策として「健康への悪影響の未然防止」の各措置（指導、勧告、公表）を条例に規定するのは、風評被害が懸念される。同業他社に対する補償問題も発生するのではないかと。	○	
60			法的根拠がない場合の危害の発生防止のための施策として「健康への悪影響の未然防止」の各措置（指導、勧告、公表）を条例に規定する場合、客観的な判断基準は定められるのか。判断にブレが生じれば、市民や事業者の不信感に繋がる。	○	
61			「公表」については「リスクコミュニケーションの推進」という観点と、制裁的な視点の両面から検討願いたい。	－	御意見として承ります。

62			「健康への悪影響が生じた時の措置（指導、勧告、公表）」で、市長に調査、指導勧告、公表の権限ができたことで、健康被害の拡大防止に繋がると考える。また、蓋然性を確認するために市長が事業者に資料の提出を命じたり、市が調査できることを規定しておくべきである。	×	情報の公表については、迅速性ととも、正確さや慎重さが求められます。誤った情報の公表や風評被害については十分に配慮しなければならないと考えます。また、単なる疑いの段階では蓋然性が高いとは言えません。つきましては、違反食品については食品衛生法に基づき公表し、もしくは本条例の自主回収報告制度により公表していくものとします。	
63	3 自主回収報告の制度	自主回収	自主回収報告制度で、自主的に回収を実施し、報告を行う誠実な事業者に不利益にならないように、公平性のある制度となることを希望する。	—	自主回収報告の制度は、食品衛生法を補完するものであり、本市は、届出に基づく情報の確認と必要な指導等を行います。また、重大な違反事案等にあつては、法律に基づく行政処分を行うこともあります。	
64			行政における自主回収情報の提供は意義有ることであり、市民及び事業者双方にメリットがあり、積極的に推進する必要がある。	—		
65			自主回収情報の提供は「必要に応じ」として、裁量規定とすることは、条例の目的や理念と合わない。よって「すみやかに」とすべきである。	○		修正します。
66			自主回収報告の着手報告について、時間的制限（発生から12時間以内に報告等）が必要なのではないか。	△		事業者は自主回収に着手したのち、速やかにその旨公表するものとしませんが、時間の記載は条項になじまないものと考えます。
67	4 緊急事態への対処等に関する体制の整備	体制の整備	国においては、消費者庁が設置され横断的なしくみができた。京都市でも食に関する情報を一元化し、市民に迅速かつ的確に提供することが健康被害の未然防止に繋がると考える。庁内で横断的に対応できるしくみと体制づくりが必要である。また、市民の意見も施策へ反映できるようしくみづくりも必要であると考えます。	—	消費者庁設置を受けて、市内関係部署において情報の共有と連絡体制の強化が図られているところです。本条例制定を契機に市内関係部局との連携をさらに強化していきます。	
68			平時において、関連部局、事業者団体、消費者団体とのネットワークを構築しておくことが、緊急時にも有効である。部会のようなものを設置することを提案したい。	—		
69			消費者庁設置により、消費者行政の一元化が図られたことを受け、消費者行政に係る認識の転換という視点をもって、条例を再検討してみる必要がある。	—		
70			市内関係部署との連携体制を強化し、総合的な施策の推進を明記してほしい。	—		
71			「市民及び事業者への啓発」として、保健所の役割や位置づけをもっと市民に知らせて欲しい。また、地域の身近な相談窓口としての役割を強化願いたい。	—		保健所は市民と直結する窓口であり、平素から情報を把握し、事案に応じた体制で対応し、一層の充実を努めていきます。保健所の役割やその業務について、市民に普及啓発していきます。
72			行政の監視体制と検査の強化が必要	—		監視指導及び食品の検査体制については、食品衛生法第24条の規定により毎年度「京都市食品衛生監視指導計画」により定めていますが、より一層、監視指導及び検査の充実を図っていききたいと考えます。
73			「緊急事態への対象等に関する体制整備」で「体制を整備する」だけではなく、体制整備の具体的な内容を記述してあるほうが安心できる。	×		危機管理に関して、「京都市危機管理規則」及び「京都市危機管理基本計画（危機管理体制指針）」を策定しています。危害が発生した際、市内関係部局及び関係機関との連携が迅速に行えるよう努めていきます。
74			国の消費者行政一元化を受けて、兵庫県では生活衛生機能と消費生活機能を統合し、「生活消費局」を設置し、くらしと食の安全・安心の課題に対応しようとしている。京都市においても、本条例の検討を契機に、消費者の権利が確保される地域社会づくりをめざし、業務体制・機構の刷新を進めてもらいたい。	—		

75		リスク分析の考え方にに基づき、「食の安全」（食品及び生産資材の安全性）と「食の安心」（食品及び生産資材に対する市民の信頼）の違いを踏まえた施策の作成が求められている。「安全」を強調しても「安心」につながるものではない。「食の安心に関する内容を強化するとともに、本条例を所管し、市民の窓口となる「食の安全・安心」担当部局の組織編成と体制強化を望む。	—	御意見として承ります。
76		本市が食の安全・安心の確保に向けた体制を抜本的に強化することによって、食品関係事業者、市民等の理解と協力を得る旨の規定をすべき。衛生部局とは別の新しい部局の設置及び人員の大幅増を検討すべき。市内関係部局を総括するような庁内組織の新しい体制づくりが必要であり、そのトップは自治体首長が相当である。	—	
77	京都市食の安全推進協議会	「食の安全推進協議会」は「審議会」としての位置づけを明確にすべき。構成委員に「消費者団体の代表」を加えてほしい。「臨時委員」の位置づけが不明確である。	△	御意見を参考に、「審議会」として位置づけます。委員の選考や会議の運営については検討します。
78		「食の安全推進協議会」ではなく、決定権のある「審議会」として設置することを要望する。	△	審議会は、市長が政策決定を行うにあたり、意見等を聴取する機関であり、決定権を持つものではありませんが、御意見を参考に、「審議会」として位置づけます。
79		「食の安全推進協議会」の消費者構成比率を強化する必要があるため、公募委員だけでなく、消費者団体の代表も含めるべきである。	—	委員の選考や会議の運営にあつては、検討していきます。
80		「食の安全推進協議会」において、会議の公開を明記してほしい。	—	「京都市情報公開条例」第35条及び「京都市市民参加推進条例」第8条により、原則審議会等の会議は公開しなければならないとされています。
81		「臨時委員」は「専門委員等」とし、緊急事態が発生した場合、「食品健康影響評価」を行える委員で構成する規定としておくべき。	—	適切な情報提供を行っていくため、必要に応じて「京都市食の安全推進協議会」において審議し、公表します。また、特別な事項を審議する必要がある場合にあっては、臨時委員を置き、審議した内容を公表し、施策に反映させるものとします。
82		(罰則)	不祥事の発生等の抑止効果を図るため、罰則規定を設けるべき。	×
83		罰則に関する条項については、「公表」の条項が制裁的な意味を有しているため、今後の課題としてよい。	—	
84		抜き打ち検査の実施	—	現在、京都市食品衛生監視指導計画に基づき、食品等の抜き打ち（収去）検査を実施しています。
85		事業者に対する勉強会を実施し、事業者からは定期的に報告書の提出を義務づける。	△	御意見を参考に、事業者に対して、食品等の安全性に関する教育、学習の機会を充実します。事業者からの報告書の提出については今後検討します。
86		輸入食品に係る違反や故意による二次的事故に対する責務が明確でない。	—	本条例についても、事業者の定義で輸入者についても対象としています。
87		監視は重要であるため、NPO法人や生活協同組合等への委託も検討すべきではないか。	×	監視指導については、食品衛生監視員が実施しなければなりませんので、委託はできません。
88		京都の食品が消費者にとって安全であるという情報を正確に伝える仕組みが必要ではないか	—	御意見を参考に、事業者及び市民、観光旅行者等に対し、正確で迅速な情報提供に努めます。情報提供のあり方については今後検討します。
89		誤った情報や誤認される情報の開示は風評被害に繋がる。	—	御意見を参考に、風評被害についても十分に配慮し、正確な情報の提供に努めます。
90		観光客や修学旅行者が安心して利用できるように、ホテル、旅館、レストランに対する働きかけを行うことで、京都市の施策への理解が得られると考える。	—	本条例では、「市民」とともに、「観光旅行者等」の健康の保護についても目的として掲げています。御意見を踏まえ、宿泊施設等に対する監視指導及び自主的な衛生管理の強化等の施策の推進を図ります。

91		漬物、和菓子、京野菜など伝統的な食品や観光客向けの土産物などに対し、監視や指導を総合的に実施していくという内容について、実現してほしい。	—	具体的な監視指導のあり方について条項に記載することはそぐわないと考えます。監視指導等については、食品衛生法第24条に基づき、「京都市食品衛生監視指導計画」により具体的に定めてまいります。	
92		遺伝子組換え食品やクローン家畜由来の食品について、先行して京都市が表示をおこなうような条例にできないか。	—	食品の表示については、法令の遵守は言うまでもなく、消費者に対して正確で適切な情報が分かりやすく提供されなければならないものと考えます。御意見を踏まえ、検討してまいります。	
93		「理念条例」なのか、「規制条例」なのか、「推進条例」なのか	—	食品等の安全性を確保するための基本理念を定める条例であり、また、食品等の安全性を確保し、市民等の食に対する安心を推進していくための条例であると考えます。	
94		「財政上の措置」について規定すべき。	—	御意見として承ります。施策の実施において、必要な財政上の措置は講じていきます。	
95		表示について「適正な食品等の表示の確保」とし、適正な表示の確保に向けて事業者支援の仕組みの創設が必要である。	—	御意見を参考に、事業者に対して、食品等の安全性に関する教育、学習の機会を充実します。	
96	その他	「観光旅行者」という狭い表現はそぐわない。「本市に滞在、または訪れるすべての人々」に変更願いたい。	○	修正します。	
97		過去の風評被害は、事業者のモラルの欠如が一義的な要因であるが、行政の情報配信の遅れにも一因はあると思われるため、迅速に情報公開が行われるよう、京都市、事業者、市民姿勢を条例において示してはどうか。	—	御意見を参考に、行政及び事業者は、市民等に対し、正確な情報の公表に向け努めていくものです。	
98		安心の強調	「食の安心」に関する条文や規定が不十分である。「食の安心」に関する条文や規定を記載願いたい。食品安全基本法の基本理念を踏まえて条例を制定する必要がある。	—	御意見として承ります。
99			条例の仮称は「食の安全・安心」となっているが、条例内では「食品等の安全性の確保」となっているので、整合性に欠く。「安全」と「安心」を区別する必要がある。	—	
100			「食の安心」についての規定が不足している。行政、事業者、消費者間の協働の視点をもっと前面に出す必要がある。	—	
101		食品の安全性を確保するためには、事業者や店舗に対する監視が第一である。例えば意欲を持つ方を選し、「安全大使」、「みはり番」を設置するなど、活動の組織作りを行政の責務とすべき。	—		
102		条例訂正の手順として、審議会に掛けたうえで、パブリックコメントを実施し、その意見を踏まえて、再度審議会に掛けたのち制定していくべき。	—		
103		地産地消の推進を提案する。地産地消により、物流の短縮化による鮮度の向上や生産履歴の追跡制度の向上につながる。	—		
104		生産者が過ちを起こすに至った原因を究明し、それを防ぐ仕組みが必要。 (例) 安売り競争のもと、生産者が適正な利益を確保できるよう、消費者に対し情報提供し、理解を求める仕組みが必要。	—		
105		農畜産物の出荷団体や加工業者と連携し、出荷までの履歴を明確にする情報公開方法の検討が必要である。	—		
106	条例に規定されている施策はこれまでも取り組んでいる内容であるかもしれないが、新たに取り入れる施策を明確にしてほしい。	—			

107		「悠久の歴史の中で培われた豊かな食文化を有する京都の特性を踏まえ」とあるが、どのように条例内容に盛り込まれているかわかるように改善して欲しい。	—
108		「食育を通じて食品の安全性についての基礎知識を深める」という視点も条例制定にあたって議論してもよい重要なポイントであると考え。	—
109		行政が行う「食の安全・安心に関する講習会等」に受講した事業者に対し、ポイントを与える。ポイントが貯まれば、優良店として「優良シール」を店舗に貼ってもらう。市民や観光客にも一目でわかり、事業者にもメリットになる。キャラクターを公募する。	—
110		食の安全が衛生的な事だけに止まらず、もう少し大きな視野にたった内容となって欲しい。	—
111		特定保健食品など、もっと慎重に実験研究を積んでから認定などの手続きをしてほしい。	—